

# ばらかもん奨学助成金の手引き

五島市は、市内で就労する35歳未満の方の奨学金返済を応援します。

## 【対象奨学金】

①五島市奨学資金 ②公益財団法人長崎県育英会奨学金 ③独立行政法人日本学生支援機構奨学金

## 【対象者】

- 1.平成29年2月1日以後に大学等を卒業した方(大学院の課程を修了した方を含む)
- 2.平成28年度の課程を修了したあとに大学等を退学した方
- 3.平成29年4月1日以後に大学等を退学した方
- 4.平成29年4月1日以後に五島市に転入した方
- 5.上記の1から4のいずれかに該当し、下記の条件全てを満たす方

★対象となる奨学金の貸与を受けた方

★35歳未満の方(申請年度の前年度の1月1日現在)

★定住を目的として市内で就労する方

★奨学金の返還金及び市税(国民健康保険税含む)を滞納していない方  
滞納がある場合、助成対象外になる月があります。

※国の機関、地方公共団体の正職員及び人事異動、研修その他の理由により一時的に市内で就労する者は除きます。(長崎県病院企業団の看護師は助成対象)

※大学等とは、大学、短期大学、専修学校、高等専門学校、高等学校のことです。

## 【助成額】

Uターン者：年間36万円以内(対象月ごとに3万円上限)

Uターン者で長崎県病院企業団の看護師：年間24万円以内(対象月ごとに2万円上限)

Iターン者：年間24万円以内(対象月ごとに2万円上限)

Iターン者で医療(看護師)・介護・保育分野の職種の方：年間36万円以内(対象月ごとに3万円上限)

※返還開始時の返済額を上限とします。

## 【対象月】

月の初日から月末までを通して市内に住所を有し、かつ、市内で就労した月

## 【申請時期】

★1月返済から12月返済分...翌年2月10日までに書類を揃えて申請  
(分割申請する場合)

★1月返済から6月返済分...7月31日までに書類を揃えて申請  
7月返済から12月返済分...翌年2月10日までに書類を揃えて申請

## 【助成期間】

償還開始から10年

## 【ばらかもん奨学助成金とは】

ばらかもんとは、五島弁で「元気者」という意味です。五島に帰ってきてほしい、五島に移住してほしい、五島で働いてほしい、地域を元気にしてほしい、地域を盛り上げて欲しいなど、若い世代の「ばらかもん」に期待を込めて、「ばらかもん奨学助成金」という愛称にしました。

## 【過去の補助金の活用実績】

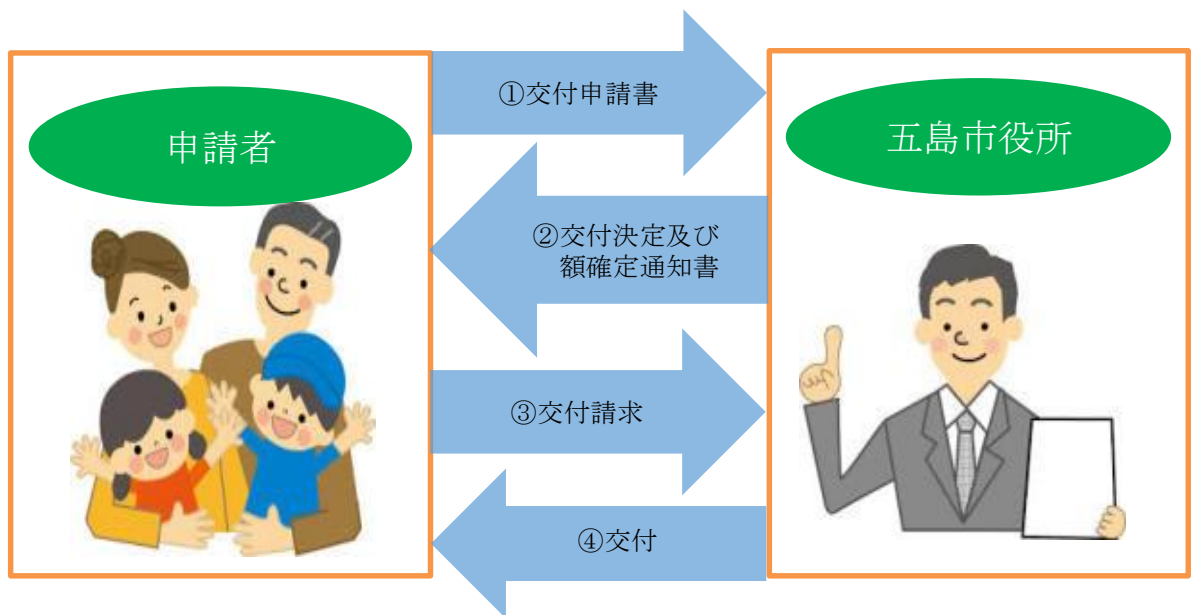
R2年度 66件 9,789千円

R3年度 94件 14,158千円

R4年度 119件 17,450千円

地域協働課 移住定住促進班 Tel : 0959-76-3070 E-mail: ui-turn@city.goto.nagasaki.jp

# ばらかもん奨学助成金 補助金交付までの流れ！



## ① 交付申請

- (1) 補助金交付申請書
  - (2) 奨学金返還等計画書(様式第1号)
  - (3) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与総額及び返還計画を証する書類又は証明願(様式第2号)
  - (4) 奨学金の返還金額を証するもの
  - (5) 住民票の写し
  - (6) 以前に市内に在住していたことを証する書類(Uターン者に限る。)→戸籍附表
  - (7) 税を滞納していないことを証する書類
  - (8) 就労証明書(様式第3号)又は就労報告書(様式第4号)就労報告書や親族が雇用主の場合は、確定申告書の写しなどを添付
  - (9) 暴力団等排除に関する誓約書
- ※五島市補助金交付規則第5条の2の規定により、暴力団、暴力団員、社会的非難者に該当する方へは補助金の交付決定ができません。
- (10) 通帳表紙裏面(銀行名や支店名、口座番号などが記載された面)の写し
  - (11) その他必要な書類がある場合があります。(返還猶予通知、割賦金の確定通知 等)

## ② 交付決定及び額確定通知書送付

※交付決定及び額確定通知書の送付は、交付申請日から3週間程度要します。

## ③ 交付請求(②交付決定及び額確定通知書送付時、必要書類を送付いたします。)

※交付請求書に記名押印のうえ、預金通帳の写しを添付し提出してください。

## ④ 交付—交付請求受領後、3週間程度で指定口座への振込にて交付いたします。

年 月 日

五島市長 様

申請者 住 所  
氏 名

年度 五島市奨学金返還支援助成金（ばらかもん奨学助成金）交付申請書

年度において五島市奨学金返還支援助成金（ばらかもん奨学助成金）について、五島市奨学金返還支援助成金（ばらかもん奨学助成金） 円を交付されるよう五島市補助金等交付規則（平成16年五島市規則第44号）第4条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 奨学金返還等計画書（様式第1号）
- 2 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与総額及び返還計画を証する書類  
又は証明願（様式第2号）
- 3 奨学金の返還金額を証するもの（領収書又は通帳の写し）
- 4 住民票の写し
- 5 以前に市内に在住していたことを証する書類（Uターン者に限る。）
- 6 市税を滞納していないことを証する書類
- 7 就労証明書（様式第3号）又は就労報告書（様式第4号）

様式第1号（第6条関係）

奨学金返還等計画書

フリカゝナ 奨学生氏名	
生年月日	年 月 日
電話番号	自宅 ・ 携帯
奨学金名称	
奨学金貸与機関	五島市 ・ 県育英会 ・ 日本学生支援機構
奨学金貸与期間	年 月分から 年 月分まで
奨学金貸与総額	円
返還期間	年 月から 年 月まで
返還方法	月賦 ・ 半年賦 ・ 年賦
本年度奨学金返還額	年 月分 ～ 年 月分 円
助成金申請区分	初回 ・ ( ) 回目
交付申請額	円
類似制度利用の有無	有 ・ 無
	※有の場合 ・長崎県産業人材育成奨学金返済アシスト ・その他 ( )

※添付書類

- ・ 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与総額及び返還計画を証する書類又は証明願（様式第2号）
- ・ 奨学金の返還金額を証するもの（領収書又は通帳の写し）
- ・ 住民票の写し
- ・ 以前に市内に在住していたことを証する書類（年間の奨学金の返還額が24万円を超えるUターン者に限る。）
- ・ 市税を滞納していないことを証する書類
- ・ 就労証明書（様式第3号）又は就労報告書（様式第4号）

様式第2号（第6条関係）

証 明 願

五島市奨学金返還支援助成金（ばらかもん奨学助成金）交付申請に使用するため、私の貴機関の奨学金の返還に関する下記事項について証明願います。

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

奨学生番号 ( )

学校名 ( )

記

貸与総額 ( ) 円	年 月 日現在
返還期間 年 月 ~ 年 月まで	
割賦方法 月賦・半年賦・年賦	割賦金 円 (初回 円)
現在の残額 ( ) 円	残回数 回
返還残額期間 年 月 ~ 年 月まで	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

(貸与機関)

住 所 \_\_\_\_\_

機関名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ (※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

※上記と同等の内容が記載されているものであれば本様式に代えることができる。



# 就 労 報 告 書

職 種	自営業 ・ 漁業 ・ 農業 ・ その他 ( )
就労内容	【就労場所】※住所を記載し、店舗経営の場合は、店舗名を記載すること。 ----- -----
	【就労期間】 年 月 日 ～ 年 月 日  【具体的な就労内容】 ----- ----- ----- -----
備 考	

上記のとおり相違ないことを報告いたします。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

注)

- ※1 申告書の写し等就労の事実を確認できる書類を添付してください。
- ※2 この報告書については、事実確認のため調査を行う場合があります。

暴力団等排除に関する誓約書

年 月 日

(宛名) 五島市長

住所 (所在)

商号又は名称

代表者職氏名

印

(生年月日

年

月

日)

私は、下記の事項について誓約いたします。

なお、下記の事項に該当となった場合には、速やかに届け出るとともに、指名停止等（契約の解除、許可の取消及び補助金等の不交付を含む。）、市が行う一切の措置について、異議申し立てを行いません。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等（別紙役員等名簿に記載）は、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員により経営に実質的に支配若しくは関与を受けている者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1に掲げるものを下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）の相手方にしません。
- 3 下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）の相手方が1に掲げる者であることを知ったときは、当該下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）を解除（又は取消）します。



